

金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

公認会計士 園 マリ (証券取引等監視委員会委員)

実務補習 2016. 1. 27





目 次

I 金融	融商品取引法の概要	頁
1~3	目的、構成、構築の経緯	3
4	開示	7
5	金融商品取引業者等	8
6	金融商品取引に係わる機構	10
7	公正取引確保のための規制	11
8~10	課徴金制度、禁止・停止命令、罰則	12
Ⅱ 証	券取引等監視委員会の活動	
1~4	発足の経緯、組織、業務、活動の概要	15
5~ 6	勧告実施件数、告発実施件数	19
7	証券検査	21
8	不公正取引に係る調査	27
	インサイダー取引規制、相場操縦、風説の流布、偽計等	
9	開示規則違反	39
10	不公正ファイナンス	43

2





1 目的

企業内容等の開示の制度を整備するとともに、 金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、 金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、 有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、 有価証券の流通を円滑にするほか、 資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の 公正な価格形成等を図り、 もって国民経済の健全な発展及び 投資者の保護に資すること

3





2 構成

- 総則 目的、定義
- 開示
- 金融商品取引業者等
- 金融商品取引業協会
- 金融商品取引所
- ・ 有価証券の取引等に関する規制
- 課徴金
- 雑則 192条、193条、193条の2、193条の3、 194条の7 他
- 罰則、没収に関する手続等の特例、犯則事件の調査等





3 構築の経緯

「投資サービス」法制の構築

- 縦割り規制から横断的規制へ

投資性の高い金融商品・サービスに同等の規制

集団投資スキーム(ファンド)を包括的に対象

以下の4法を廃止・統合、証券取引法から金融商品取引法へ(平成18年6月成立)

金融先物取引法、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、 抵当証券業の規制等に関する法律

この他、投資信託及び投資法人に関する法律をはじめとした89法律を改正し、 その一部を統合

- 一律規制から差異のある規制(柔構造化)へ

業務内容に応じた参入規制の柔軟化 プロ向けと一般向け、商品類型等に応じて差異のある規制

- ・開示制度の拡充(四半期開示法定化、財務報告にかかる内部統制の 強化等)
- ・取引所の自主規制業務の適正運営確保、罰則強化、見せ玉規制強化等





特定投資家(プロ)と一般投資家の区分

特定投資家	① 一般投資家への移行不可 適格機関投資家など
付处仅具外	② 一般投資家に移行可能(手続き必要) 上場企業など
一般投資家	③ 特定投資家に移行可能(手続き必要) ①、②以外の法人、 一定の要件に該当する個人
水1又 具	④ 特定投資家への移行不可 個人(③の個人を除く)





4 開示

・企業内容等の開示

発行開示

有価証券届出書、目論見書等

発行登録書制度、適格機関投資家向け勧誘の告知等

継続開示

有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、臨時報告書等

- ・公開買付けに関する開示
- •大量保有報告書 等

金商法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法については 193条に、公認会計士または監査法人による監査証明については193条の2に、 法令違反等事実発見への対応は193条の3に定められている。





5 金融商品取引業者等

業務内容に応じた参入規制の柔軟化

金融商品取引業(登録制)

第一種金融商品取引業

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理等 (証券会社、登録金融機関、FX業者)

投資運用業

投資運用(投資信託委託、投資法人資産運用、投資一任業者)

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘など(ファンドの自己募集等)

投資助言•代理業

投資助言など(投資顧問業)

適格機関投資家等特例業務・・・ 適格機関投資家及び一定人数以下の一般投資家(平成27 (届出制) 年改正法施行後は一定の投資家)のみを対象とするファンド





金融商品取引業者に対する規制

- ・すべての金融商品取引業者に共通する登録規制 登録取消処分から5年を経過しないこと 人的構成に関する規制等
- ・第一種金融商品取引業者、投資運用業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業の順番で、その行う業務、対象とする投資家に応じた財産的基盤等の規定。

その他

•金融商品仲介業者

第一種金融商品取引業者もしくは投資運用業者または登録金融機関の委託を受けて、 有価証券の売買の媒介(PTS業務を除く)等を当該金融商品取引業者のために行う。 登録を受ける必要がある(法66条)

•信用格付業者

信用格付けとは、金融商品又は法人の信用状態に関する評価の結果について、 記号または数字を用いて表示した等級 21年改正法で登録制(任意)が導入される。





6 金融商品取引に係わる機構

金融商品取引業協会

日本証券業協会(認可)

一般社団法人投資信託協会(認定)、一般社団法人日本投資顧

問業協会(認定)、一般社団法人金融先物取引業協会(認定)、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会(認定)

金融商品取引所

日本取引所グループ

(株)日本取引所グループ、日本取引所自主規制法人

東京証券取引所(含むマザーズ、JASDAQ)、大阪取引所(デリバティブ)、

名古屋証券取引所(含むセントレックス)、札幌証券取引所(含むアンビシャス)、

福岡証券取引所(含むQ-Board)

東京金融取引所

その他の機関

証券金融会社(日証金(証券会社の顧客に信用(金銭、株)を供出))、投資者保護基金、金融商品取引清算機関等(日本証券クリアリング機構、ほふりクリアリング)、

指定紛争解決機関、認定投資者保護団体等

振替機関(「社債、株式等の振替に関する法律」上の機関)





7 公正取引確保のための規制

- ・不正行為の禁止(157条)
- ・風説の流布、偽計等の禁止(158条)
- ・相場操縦行為等の禁止(159条)
- 内部者取引(インサイダー取引)の禁止(166条、167条、167条 の2)

公開買付者等関係者の禁止行為(167条、167条の2)

・その他

金融商品取引業者の自己計算取引等の制限他(161条他) 空売り及び逆指値注文の禁止(162条)

上場会社等の役員等の売買等報告書の提出義務(163条)

上場会社等の役員等に対する短期売買利益の返還請求権(164条)

上場会社等の役員・主要株主の禁止行為(165条)





12

I 金融商品取引法の概要

8 課徴金制度

課徴金制度の目的

- 違反行為の抑止を図り、金商法規制の実効性を確保するため、行政上の 措置として、違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負 担を課す制度
- 機動的な対応が可能な事後規制
- ・平成17年4月から施行され、同時に審判手続も整備

対象となる主な行為

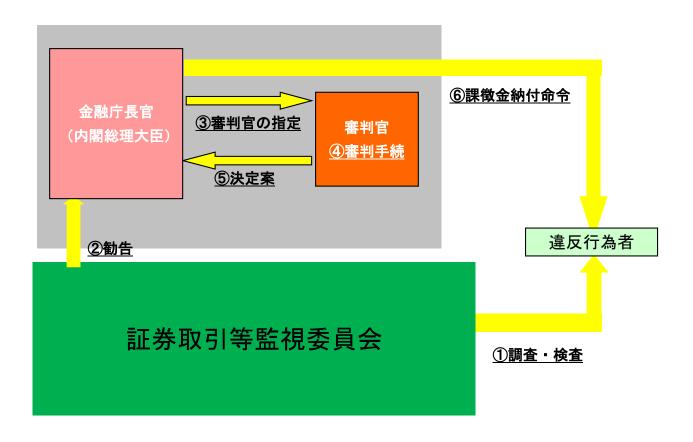
- •有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、不提出
- ・風説の流布・偽計
- •相場操縦等
- ・内部者取引(インサイダー取引)

実務補習 2016. 1. 27





課徴金制度(納付命令発出までの流れ)





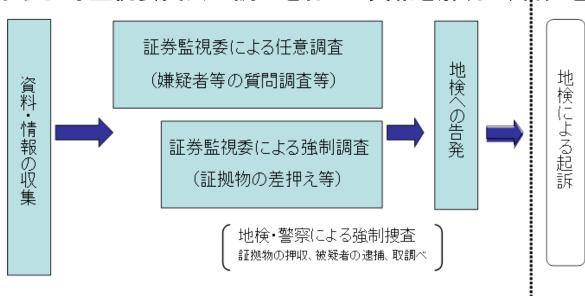


9 裁判所の禁止又は停止命令

法令、命令違反の行為(将来の行為を含む)、業務執行が著しく適正を欠き投資者の損害拡大を防止する緊急の必要があるとき(平成27年改正法施行後)、裁判所が申立てによって禁止又は停止命令(緊急差止命令)を発令(法192条)

10 罰則

安心して参加できる金融・資本市場の維持のために、悪質な違反者には厳正な対応が必要。証券取引等監視委員会が調査を行って真相を解明し、告発を行っている。



14





1 証券取引等監視委員会発足の経緯

・平成3年 4大証券の不祥事 いわゆる損失補塡

• 平成4年 証券会社等の監督と市場ルールの遵守を監視する役割を

分ける ため証券取引等監視委員会が発足

2 組織

- ·金融庁に置かれた委員長及び委員2名の合議制機関 (内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条)
- ・委員長及び委員は、国会の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立して職権を行使
- ・課徴金制度の導入・検査対象先拡大等の累次の制度改正などにより業務 拡大
- ・委員会には事務局が置かれる。
 総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課(取引調査課の中に国際取引等調査室)、開示検査課、特別調査課の6課体制、
 定員410名、他に地方組織として財務局に計354名(平成27年度末)





3 業務

権限

金商法による内閣総理大臣の権限は、政令で定めるものを除き金融庁長官に委任され、その一部が証券取引等監視委員会に委任されている(194条の7)。

犯則調査に関しては、委員会職員に、固有の任意調査権限(210条)、強制調査権限(211条、211条の2)が規定されている。

犯則事件•課徴金事件

- ·虚偽記載(有価証券届出書·有価証券報告書等)
- 内部者(インサイダー)取引
- ・相場操縦等(仮装・馴合売買、買い上がり買付け、見せ玉)
- ・風説の流布、偽計等
- ・虚偽表示と偽計の双方に関わる事案(不公正ファイナンス等)





17

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動状況

証券検査

- ・金融商品取引業者等の業務や財産の状況に関する検査を実施し、問題が認められた場合には、行政処分の勧告、勧告に至らない事項は指摘して改善を促す。
- 無登録業者等に対する裁判所の禁止又は停止命令の申立て (そのための調査)

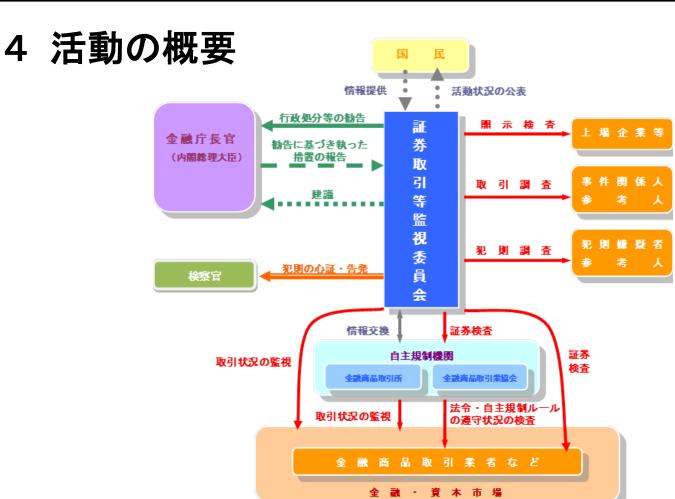
その他

・建議(金融庁設置法第21条) 検査・調査等の結果、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正 や投資者の保護などを確保するために必要と認められる施策について、 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して建議することができる。

・市場参加者・投資者への情報発信等の取組み











19

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動状況

5 勧告実施件数一覧表

* 検査結果及び取引調査を一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。

年度 区分	24	25	26
勧告件数	62	70	66
行政処分に関する勧告	20	18	16*
証券検査の結果に基づく勧告	18	18	16*
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告	1	0	1 *
犯則事件の調査に基づく勧告	1	0	0
課徴金納付命令に関する勧告	41	51	50
取引調査の結果に基づく勧告	25	35	38
国際取引等調査の結果に基づく勧告	7	7	4
開示検査の結果に基づく勧告	9	9	8
訂正報告書の提出命令に関する勧告	1	1	0
	•	•	

実務補習 2016. 1. 27





6 告発の実施状況			
年度	24	25	26
合計	7	3	6
有価証券報告書等の虚偽記載等	0	0	2
風説の流布・偽計	1	1	1
相場操縱•相場固定	0	1	2
インサイダー取引	2	1	1
その他	4	0	0





7 証券検査

証券検査をめぐる環境

- 数次にわたる制度改正による検査対象の増加と多様化
- 金融商品取引業者等が関与する商品・取引の多様化・複雑化
- 世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ全体の状況を把握 する取組みの進展
- · 取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保

証券検査基本方針及び証券検査基本計画

- 証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券 検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。
- 平成27年4月3日に、平成27年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画を公表





証券検査実施状況 その1

年度業務の種類等	24	25	26	検査 対象数
第一種金融商品取引業者	57	69	77	277
登録金融機関(銀行等)	28	9	1	1087
投資運用業者 (投信会社·投資一任業者等)	36	16	15	328
第二種金融商品取引業者	20	108	72	1234
投資助言•代理業者	40	29	42	989
適格機関投資家等特例業務 届出者	21	23	31	3123
その他	12	17	28	907
合計	214	271	266	7945
検査対象数は、平成27年3月末時点				





証券検査実施状況 その2

年度	24	25	26
検査終了件数	170	283	277
問題点が認められた対象先	102	118	105

無登録業者・無届募集などに対する裁判所への禁止命令等の申し立て

年度	24	25	26
申立件数	1	2	6





証券検査に基づく勧告(勧告理由の例)

第一種金融商品取引業者

- ・純財産額が法定の基準に満たない
- ・ 業務管理が著しくずさんで投資者保護上重大な問題
- システム管理が十分でない
- 厚生年金基金役職員に特別の利益を提供

第二種金融商品取引業者

- ・取得勧誘に際し顧客に虚偽の説明
- ・ファンドの出資金につき分別管理が確保されていない
- ・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金に流用
- ・虚偽の内容の事業報告書の作成・提出
- ・報告聴取命令に対する虚偽の報告
- •検査忌避





証券検査に基づく勧告(勧告理由の例)

投資助言•代理業者

- 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱い
- 著しく事実に相違もしくは誤認させる表示のある広告
- ・無登録業者に名義貸し
- •業務停止命令違反

投資運用業者

- 投資一任契約締結の勧誘において虚偽の事実を告知
- 年金基金から得た一任報酬を過大に受領
- 顧客出資金の目的外運用及び流用
- ・純財産額が法定の基準に満たない





適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成27年5月改正法施行前

- ・金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(38条第1号)、損失補塡の禁止(39条)のみ
- ・検査対象とした事業者の半数以上で問題が認められたが、登録取消・業務改善命令等の行政処分を発する権限が無いため、検査結果の公表などにより、投資者に注意喚起

平成27年5月改正法施行後

- ・届出者の要件整備、行為規制の拡充
- ・問題事業者への行政対応(業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化等)
- 出資者の範囲の限定

無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

- ・近年、無登録業者等による未公開株やファンド等の販売による被害が拡大。
- ・平成20年の法改正により、申立権者に監視委員会が追加されたこと(194条の7 第4項)を機に、裁判所への申立て(192条第1項)の制度を活用
- ・平成27年5月改正法で制度の拡充





- 8 不公正取引に係る調査
- ① インサイダー取引規制(166条、167条)

誰が:

- ・上場会社等(親会社、子会社等を含む)や公開買付け等の関係者 役職員等(正社員に限らない)・会計帳簿閲覧請求権を有する株主等 法令に基づく権限を有する者・契約締結者・交渉中の者(会計士も含まれる)
- これらの者から情報の伝達を受けた者等
- 関係者でなくなった後1年間(167条は6ヶ月)はインサイダー取引規制の対象

どのような場合に:

・重要事実を知って (職務に関し(166条第1項第1号第5号、167条第1項第1号、5号、6号)) 決定事実・発生事実・決算情報・その他投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの(バスケット条項)等

公開買付け等の実施又は中止に関する事実を知って

いつ: ・公表前に(公表方法は、法施行令第30条に定められる)

何を: ・有価証券等の売買等をしてはならない(利得の有無は関係なし)

・公開買付けの実施については買付け、中止については売付けをしてはならない





② 伝達・推奨規制(167条の2)

誰が: 上場会社等(親会社、子会社等を含む)や公開買付け等の関係者

役職員等(正社員に限らない)・会計帳簿閲覧請求権を有する株主等

法令に基づく権限を有する者・契約締結者・交渉中の者(会計士も含まれる)

関係者でなくなった後1年間(167条は6ヶ月)はインサイダー取引規制の対象

どのような場合に:

重要事実を知って

(職務に関し(166条第1項第1号第5号、167条第1項第1号、5号、6号)) 決定事実・発生事実・決算情報・その他投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの(バスケット条項)等

公開買付け等の実施又は中止に関する事実を知って

いつ: ・公表前に(公表方法は、法施行令第30条に定められる)

何を: ・有価証券等の売買等をさせることにより、利益を得させ又は損失発生を回避させる目

的をもって未公表の重要事実を伝達し又は当該売買等の勧誘をしてはならない。



<u>Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動状況</u>

重要事実とは

•決定事実(166条2項1号)

株式等の募集、自己株式の取得、減資、合併、会社の分割、 事業譲渡又は譲受け、業務提携等(一部に軽微基準あり(取引規制府令第49条))

·発生事実(166条2項2号)

災害に起因する損害等の発生、主要株主の異動、財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと、債権の取立不能等(一部に軽微基準あり(取引規制府令第50条))

•決算情報(166条2項3号)

業績予想、配当予想の修正(重要基準あり(第51条))

- その他(バスケット条項)(166条2項4号)

会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

第三者割当による社債の失権、当過年度の決算数値の過誤の判明、

有価証券報告書提出遅延による監理銘柄指定見込み、経営破たんに繋がる重要事項等

- •子会社情報(166条2項5号~8号)
 - 子会社に関する決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項等
- ・公開買付け等事実(167条2項)





30

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動状況

インサイダー取引規制の必要性

- 情報を知りえない一般投資家に比べて著しく有利
- 市場の公平性と健全性が損なわれ、市場に対する投資家の信頼を失うことになる。

インサイダー取引規制の主な経緯

・平成元年4月 インサイダー取引規制の導入

・平成17年4月 課徴金制度の導入

・平成20年12月 課徴金制度の見直し(課徴金の金額水準の引上げ)

・ 平成26年4月 公募増資インサイダーに関する議論をふまえた改正法施行

・情報伝達・取引推奨行為に対する規制導入

・資産運用業者の違反行為に対する課徴金引上げ

・公開買付け等関係者に被買付企業を含める 等

・平成27年9月 ・クロクロ取引等の範囲の見直し





インサイダー取引規制に違反した者に対する罰則等 刑事罰

- -5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又はこれの併科(197条の2第 13号~15号)
- ・インサイダー取引によって得た財産の没収、追徴(198条の2)
- ・法人業務に関しインサイダー取引をした場合等には、法人に5億円以下の罰金(207条1項2号)

課徴金

- ・違反行為によって得た経済的利益相当額(公表後2週間の最高値(安値)で 算定)の課徴金(175条、175条の2他)
- ・過去5年以内に課徴金納付命令の対象となった者が再度違反した場合、課 徴金の額は1.5倍になる(185条の7第15項)
- ・違反行為者が質問調査等を開始する前に報告をした場合、課徴金の額は、 O. 5倍になる(185条の7第14項 ただし、情報伝達・取引推奨規制違反 は含まれない)





インサイダー告発事例

•経済産業省幹部職員による内部者取引

DRAMメーカーの産活法適用、半導体メーカーの合併に関する重要事実を把握し、公表前に株式購入。平成24年1月告発。

・公開買付けに関する事例

上場会社A社が上場会社B社の公開買付けを行うことについて、契約締結・交渉者からの伝達を受けた者とその共謀者が、公表前に同社の株券を買い付け。平成27年3月告発。

インサイダー課徴金勧告事例

(勧告件数 24年度19、25年度32、26年度31)

海外在住者による公開買付けに関する事例
 海外業務提携先の職員が、韓国企業による日本の上場会社A社に対する公開買付け情報を知り、A社の株式購入。
 韓国当局の協力を得て勧告。





インサイダー課徴金勧告事例

・業績予想値の修正に関する事例

上場会社A社と契約締結交渉をしていたBは、A社が業績予想値の上方修正を行う旨の重要事実を交渉に関し知り、公表前にA社株式を購入。情報受領者2名にも課徴金

・バスケット条項に関する事例

航空機購入契約に基づく前払金を機体製造メーカーに支払わなかったことに対し、 同社から契約解除の前提となる催告書が到達。元役員が公表前にストックオプションを行使したうえで株式売り付け。

・伝達禁止行為違反に関する事例

上場会社A社が上場会社B社の公開買付けを実施することを知ったA社の親会社 との契約締結者の役員等であったCが、公表前に知人Dに利益を得させるために当 該公開買付等事案を伝達。





インサイダー取引・公認会計士の場合

刑事罰で懲役刑(執行猶予付きを含む) 公認会計士法上の欠格事由に該当

公認会計士法上の行政処分 信用失墜行為、守秘義務違反 業務停止の実例あり

公認会計士協会による処分等 金融庁長官の行う懲戒処分の請求、会員及び準会員の権利の停止、 実務補習所の退所処分等の可能性がある。

その他

所属する監査法人等に多大な迷惑をかけ、損害賠償請求される可能性 もある。





35

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動状況

インサイダー取引に関して公認会計士(会員、準会員)に求められること

- ・重要情報に接する機会の多い職業的専門家としての使命と 責任を肝に銘じること
- ・情報管理に万全を期し、情報伝達者とならないようにすること 情報伝達・取引推奨行為に対する規制を十分に理解 親戚、友人等にインサイダー取引を行わせないためにも重要
- ・上場会社の監査に当たっては、重要事実該当事象に係る情報の管理の徹底と、速やかな公表を指導する





② 相場操縦

相場操縦とは(159条抜粋・要約)

- ・取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等取引の状況を他人に誤解させる目的をもった有価証券等の仮装・馴れ合い売買等
- 誘引目的をもって取引が繁盛であると誤解させるべき有価証券等の売買等
- ・有価証券売買を行うにつき、故意の虚偽表示を行うこと等 など

告発事例

デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた事件

(平成26年10月告発)

共謀の上、売り需要が高い状況を作出することで顧客の売り注文を誘引する等して4社の株券を買い付ける一方で、買い需要が高い状況を作出することで顧客の買い注文を誘引する等して同株券の株価を上昇させ高値で売り付けた。





相場操縦に関する課徴金勧告事例

(課徴金勧告件数 24年度13、25年度9、26年度11)

英領アンギラに登記住所を置くプロップ・ファームによる相場操縦事件(平成26年2月・平成27年3月勧告)

英領アンギラに登記住所を置き、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開するプロップ・ファーム(顧客から資金を募らず、自己資金のみを運用して収益追求する投資会社)による相場操縦。 自己勘定取引要員であるトレーダーらにおいて、その業務に関し、見せ玉を発注するなどし、相場を変動させた。

オンタリオ証券委員会・FCAと協力・連携して調査を実施。

A社株式に係る相場操縦事件(平成26年9月勧告)

同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高値の買い注文と売り 注文を対当させて株価を引き上げたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注 文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式の相場を変動させるべき 一連の売買を行う。





③ 風説の流布、偽計等

有価証券等の売買等のため又は有価証券等の相場の変動を図る目的を もって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない (158条)。

告発事例

- ・電子掲示板を悪用した風説の流布(平成26年3月告発) 嫌疑者は、3社の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、電子掲示板に合理的な根拠のない書込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。
- ・相場変動目的の暴行・脅迫(平成20年11月告発発)

発行会社の有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し、同社に危害を与える旨を告知した。





9 開示規制違反

重要な事項につき虚偽記載、不記載のある書類を提出した者に対する罰則等

刑事罰

10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はこれの併科(197条1項)

課徴金

発行開示書類

取得させた有価証券の発行価額総額の100分の2.25(株券等である場合 は 100分の4.5(172条の2第1項))

継続開示書類

600万円(1事業年度12ヶ月)、市場価格総額に10万分の6を乗じた金額が600万円を超えるときは当該金額(172条の4第1項)





最近の主な告発事例

- インデックス(平成26年6月16日告発) 架空売上の計上・過年度貸倒引き当て処理済み債権の回収 偽装による貸倒引当金繰入額の減額等
- オリンパス(平成24年3月6日、同年同月28日、平成27年 10月告発)
 - 損失を抱えた金融商品の簿外処理・架空のれんの計上 などによる、純資産の過大計上
- プロデュース(平成21年3月25日、同年4月28日告発) 循環取引を利用した架空売上の計上 公認会計士も告発対象となった

40





開示規制違反に係る課徴金勧告事例

- •沖電気工業(平成25年4月勧告)
 - プリンタ事業等を営む海外販売子会社において、基幹システム上で架空 の受注伝票等を登録することにより、架空売上による売掛金の過大計上。
- ・リソー教育(平成26年3月勧告)

毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上。

●アゴーラホスピタリティ(平成27年6月勧告)

海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る 資産を適切 に時価評価せず、たな卸資産(開発事業等支出金)を過大に計上。





- 開示規制違反に係る課徴金勧告事例
- -オプトロム(平成27年9月勧告)

継続開示書類で、預託金の支払いを装うなどして流出させた資金、提携 先に対する長期貸付金について、貸倒引当金を計上せず。

発行開示書類で、第三者割当予定先について、信用調査会社から同社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されたにも係わらず、その事実を記載しない等の虚偽記載。

ジャパンベストレスキューシステム(平成27年10月勧告)

除染作業を業とする子会社で、売上の前倒し計上や架空売上計上の他、 損失が見込まれる案件につき、適切な受注損失引当金の計上をせず。

上記子会社に係るのれん等固定資産につき、適切な減損会計の適用による減損損失の計上等をせず。





10 不公正ファイナンス

発行市場と流通市場の不適切な行為を組み合わせた取引。 不特定多数の者の権利、財産を毀損し、市場や株主・投資家を欺く行為

- ・ 従来型の金融商品取引法上の不公正取引は、インサイダー、相場操縦、風説の流布等、いずれも流通市場で発生するもの
- 経営不振、資金繰り困難、上場廃止基準への抵触のおそれのある 企業が、いわゆる箱企業となり、不公正ファイナンスに利用される例 が見られる。
- 第三者割当増資等の繰り返し、正体不明者への割当て、 支配権の移転、不透明な投融資(調達した資金の外部流出等)
- 会計監査人の交代を伴うケースも多い





44

Ⅱ証券取引等監視委員会の活動状況

株式の発行過程

例えば第三者割当増資の場合

公募増資に比べて第三者のチェックが入り難く、

不適切な行為とその隠蔽が発生するおそれがある

既存株主の権利の希薄化

不適切な発行価格、発行数量

会社支配権の異動

割当先選定の不適切性

払込みの不適切性

架空増資、見せかけ増資の可能性(払込金の源泉、 資金還流、現物出資対象財産の評価、株式交換比率の

算定)





株式の流通過程

虚偽の情報開示(不開示)

市場、投資家をだまし、自己の利益確保に有利な条件創出(発行過程における不適切行為を隠す)

不正に入手した株式の売却

売却代金として市場から不正に資金搾取

その他

インサイダー取引による利益の獲得 反社会的勢力の関与等の問題が生じる場合がある

45





46

Ⅱ証券取引等監視委員会の活動状況

告発事例 ペイントハウス(平成21年7月告発)

会社は、JASDAQ上場銘柄(平成18年7月上場廃止、平成22年 4月破産手続開始決定)。

事業内容は、住宅外壁塗装、リフォーム。

嫌疑者は、会社の事業再生・継続のための指導援助等を行っていたアレンジャー。

会社が発行する新株券を、被告人が実質的に統括管理する事業組合が取得するにあたり、同組合が払い込む金額の大半を社外流出させる意図を隠し、資本充実が図られたという虚偽の開示をさせることで、株価を維持上昇させ、有価証券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いた。





47

Ⅱ証券取引等監視委員会の活動状況

告発事例 セイクレスト(平成24年12月告発)

会社は、JASDAQ上場銘柄(平成23年5月破産手続開始 決定、同年同月上場廃止)。

事業内容は、マンションの企画・販売、不動産流動化。

嫌疑者は、同社の元代表取締役と同社のコンサルタント会社 役員。 共謀の上、上場廃止を回避するため、開発計画などの 無い不動産を現物出資の対象とし、本件土地取得後の事業計 画と、割当先が株式を原則として長期に保有する旨につき虚 偽の内容を含む公表を行い、有価証券取引のため偽計を用い た。

実務補習 2016. 1. 27





不公正ファイナンスへの取り組み

- ・不公正ファイナンスへの取り組みは、当委員会の最重要課題のひとつ。
- 金融庁、財務局、各証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、弁護士会、不動産鑑定士協会、その他関係諸団体が連携

取り組みの例

- ・ 開示規制充実・強化 平成21年12月 企業内容開示府令の改正 発行数量の恣意性、発行価額の恣意性、割当先選定の恣意性への対応
- 第三者割当規制 平成21年8月 証券取引所による上場規程の改正 希薄化率規制、発行価額の恣意性への対応、割当先選定の恣意性への対応
- エクイティ・ファイナンスの品質向上に向けて・・・・エクイティ・ファイナンスの プリンシプル(平成26年10月 日本取引所自主規制法人)

企業価値の向上に資する 既存株主の利益を不当に損なわない 市場の公平性・信頼性への疑いを生じさせない 適時・適切な情報開示により透明性を確保する





(参考)ストックオプションにより取得した株式を虚偽 開示により高値で売却した偽計事例

石山Gateway Holdings(平成27年6月15日、同年7月3日告発)

会社は、JASDAQ上場銘柄(平成27年8月上場廃止) 嫌疑対象は、当法人と元代表取締役、子会社代表取締役

虚偽の内容を含む業績予想の修正を公表し、ストックオプションの行使で取得した有価証券の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

架空売上等により売上、経常利益、税金等調整前当期純利益に重要な 虚偽記載のある有価証券報告書を提出。





Engage in the Public Interest —社会に貢献する公認会計士

ご清聴有難うございました。

■ 免責事項

本資料は、閲覧される方のご理解を助けるために、一部事実を抽象化等している部分もあります点を予めご了承ください。